

刑務所図書館の機能と役割

三浦 翔子

刑務所図書館 (prison library) とは、「刑務所などの矯正施設に設置される図書館」であり、「矯正施設被収容者に対し、資料の提供を通じ、情報、教養、文化、娯楽を供するとともに、矯正施設の教育的設置趣旨に照らし、その教育、社会復帰の援助に資する図書館」である (図書館情報学用語辞典 第4版 丸善)。英米では、刑務所図書館は施設の教育的機能を果たすための重要な施設内機関のひとつとして、矯正施設外部の公共図書館の支援も得ながら発展してきた。その結果、刑務所図書館の設置が法令で規定され、図書館協会が作成した刑務所図書館の運営マニュアルやガイドラインが整備されてきている。一方、日本の矯正施設では、主に教育的な処遇という観点から読書の重要性が認識されてきたが、刑務所図書館の設置が法律で規定されるには至っていない。被収容者の社会復帰や再犯防止を考える際に、矯正施設内という制約はあるものの、被収容者が求める資料や情報を提供できるような体制を徐々に整備することは、日本の矯正施設と公共図書館の両者にとって、重要な課題であると考えられる。

そこで、本研究では、日本と英国の刑務所図書館の歴史的経緯を踏まえた上で、刑務所図書館の運営マニュアルやガイドラインの内容をまとめ、刑務所図書館の機能と役割について分析・考察した。その際、刑務所図書館の発展段階の差を踏まえ、英国の刑務所図書館の基礎が固まった時期に焦点を当てて分析した。研究方法としては、文献調査を用いた。

研究の結果、以下の事柄が明らかになった。

- ・英国の刑務所における刑務所図書館の発展は、1940年代に、公共図書館行政と刑務所図書館との協力関係から始まった。この動きは、1964年の公共図書館・博物館法と1964年の刑務所・少年院規則によって促進された。1970年代後半の時点では、すべての矯正施設が公共図書館行政庁 (Public Library Authority) からサービスを受けていた。1980年代以降、刑務所図書館の水準を全国的に高めるために、刑務所図書館のガイドラインの整備が進んだ。
- ・現在、英国のイングランド及びウェールズでは、1999年の刑務所規則および2000年の青少年犯罪者施設規則によって、すべての刑務所に図書館の設置が義務づけられている。
- ・現時点での英国の刑務所図書館は、独自の図書館システムを持っているわけではなく、刑務所の所在地を図書館区域として持つ公共図書館行政庁からサービスを受けている場合がほとんどである。ただし、民営の刑務所については、公共図書館行政庁からのサービスを受けずに、刑務所が直接図書館サービスを提供する施設も存在する。
- ・1970年代から2010年代までの英国の刑務所図書館に関する報告書・ガイドラインを見ると、近年では刑務所図書館が提供することが推奨されるサービスの幅が広がっている。さらに、刑務所図書館における教育的機能の強化が図られている。
- ・日本では、充実した読書環境を持つ矯正施設は数少ない。矯正施設と公共図書館との連携の強化、施設に備え付ける書籍 (官本) の充実などの課題が挙げられる。
- ・日本と英国では刑務所制度や社会情勢が異なるため、英国の事例をそのまま日本に当てはめることは不可能である。しかし、英国の刑務所図書館の事例は、日本の刑務所図書館を発展させ、矯正施設内の読書環境の改善を図る際に、示唆に富んでいる。特に、(1) 矯正施設と公共図書館との連携の強化、(2) 官本の目録の整備、(3) 個々の施設、あるいは矯正施設全般における、読書環境の実態調査の実施とその結果の公開は、日本の刑務所図書館の発展に寄与すると考えられる。

(指導教員 大庭 一郎)